

【民事訴訟法】

問1〔民事訴訟法Ⅰ〕

民事訴訟法220条4号ニの「専ら文書の所持者の利用に供するための文書」とは、どのような文書をいうものと解されるか。金融機関の貸出稟議書を例にとって記しなさい。

問2〔民事訴訟法Ⅱ〕

Xは、Yに対し、不法行為に基づく300万円の損害賠償請求訴訟を提起し、第1審裁判所で全部認容判決を得た。

Xは、調査したところ損害額がより大きかったことを理由として、控訴審で請求を400万円に拡張することができるか。

Yが控訴したか否かにより、場合を分けて検討しなさい。なお、本問においては、一部請求及び後遺症損害の問題を考慮に入れる必要がない。

※ 解答用紙の記入に際しては、問1、問2と見出しをつけて記入しなさい。